

議案第 6 号

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政職給料表における再任用職員の給料月額及び管理又は監督の地位にある職員の範囲について、国家公務員との均衡を図るため。

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年西脇市条例第50号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改		正		後		改		正		前	
<p>(再任用職員の給料) 第4条の3 (略) (国、県等からの派遣職員等の給料) 第4条の4 国、県等からの派遣職員等で、市長が指定した職員の給料月額に<u>ついては、派遣元等の基準を参酌し、又は他の職員との均衡を考慮して市長が別に定める。</u></p>													
行政職給料表													
別表第1 (第3条関係)													
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
再任用 職員		178,500	189,700	220,000	232,500	250,900	275,900	288,100	312,000				
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。													

第2条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改		正		後		改		正		前	
<p>(再任用職員の給料) 第4条の3 (略) (新設)</p>													
行政職給料表													
別表第1 (第3条関係)													
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
再任用 職員		173,900	187,700	215,200	221,200	227,200	255,200	274,600	289,700				
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。													

再任用職員	183,100	191,700	224,800	240,100	262,800	282,800	297,100	327,000
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。							

第3条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

別表第1 (第3条関係)		行政職給料表		行政職給料表					
職員の区分	職務の級	(単位 円)							
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)									
再任用職員	187,700	193,600	229,600	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								

(西脇市職員の管理又は監督の地位に関する条例の一部改正)  
 第4条 西脇市職員の管理又は監督又は監督の地位にある職員に指定に関する条例(平成17年西脇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

別表第1 (第3条関係)		行政職給料表		行政職給料表					
職員の区分	職務の級	(単位 円)							
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)									
再任用職員	183,100	191,700	224,800	240,100	262,800	282,800	297,100	327,000	
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								

西脇市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年西脇市条例第50号)第15条第1項に規定する職員は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 行政職給料表7級及び8級の決定を受けた職員  
 (2)~(5) (略)

附 則  
 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。